

第二十二回国会 衆議院 商工委員会 議録 第二十六号

昭和三十年六月十六日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

- 委員長 田中 角榮君
- 理事 田中 彰治君 理事 山手 満男君
- 理事 前田 正男君 理事 永井 勝次郎君
- 理事 中崎 敏君

- 阿左美 廣治君 秋田 大助君
- 大倉 三郎君 小笠 公昭君
- 菅野 和太郎君 齋藤 憲三君
- 笹本 一雄君 鈴木 周次郎君
- 野田 武夫君 淵上 房太郎君
- 加藤 精三君 神田 博君
- 小平 久雄君 田中 伊三次君
- 堀川 恭平君 南 好雄君
- 村上 勇君 加藤 清二君
- 片島 港君 櫻井 奎夫君
- 田中 武夫君 帆足 計君
- 伊藤 卯四郎君 菊地 養之輔君
- 佐々木 良作君 松平 忠久君

- 出席 國務大臣 石橋 湛山君
- 出席 政府委員 島村 一郎君
- 通商産業政務次官 岩武 照彦君
- 通商産業事務官(大臣官房長) 板垣 修君
- 通商産業事務官(通商局長) 吉岡 千代三君
- 通商産業事務官(輕工業局長) 川上 爲治君
- 通商産業事務官(鉱山局長) 齋藤 正年君
- 通商産業事務官(石炭局長) 記内 角一君
- 中小企業庁長官 秋山 武夫君
- 通商産業事務官(中小企業庁振興部長)

委員外の出席者

- 専門員 谷崎 明君
- 専門員 越田 清七君
- 専門員 圓地 與四松君
- 専門員 菅田 清治郎君

六月十六日

委員篠田弘作君辞任につき、その補欠として田中伊三次君が議長の指名で委員に選任された。

六月十五日

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三二号)

石炭鉱業合理化臨時措置法制定反対に関する請願(多賀谷眞裕君紹介)(第二三三二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

小委員会における参考人招致の件

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三二号)

アルコール専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一二号)

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)

輸出入取引法の一部を改正する法律案

輸出入取引法の一部を改正する法律

輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 輸出入取引の公正(第三条・第四条)
- 第三章 輸出に関する協定(第五条・第七条)
- 第三章の二 輸入に関する協定(第七条の二)
- 第四章 輸出組合(第八条・第十九条)
- 第四章の二 輸入組合(第十九条の二・第十九条の六)
- 第五章 輸出入組合(第二十条・第二十七条)
- 第六章 雑則(第二十八条・第四十条)
- 第七章 罰則(第四十一条・第四十七条)

附則(第四十一条)

第四十条第二項中「前項の規定による戒告を受けた後一年以内に前条の規定に違反したときを」前条の規定に違反し、当該違反行為が本邦の輸出業者の国際的信用を著しく害するに認められるとき」に改め、「場合を除き」の下に「前項の規定による戒

告に代えて」を加え、同条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を公表することができる。

第三章 次のように改める。

第三章 輸出に関する協定(輸出業者の輸出取引に関する協定)

第五十条 輸出業者は、締結の日の十日前までに通商産業大臣に届け出て、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る協定が次の各号に適合するものでないとき、協定を締結する前に、輸出業者にその協定の締結前に、輸出業者に対し、その協定の変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一 外国政府又は国際機関との間に締結された条約その他の取極に違反するおそれがないこと。

二 仕向地の輸入業者又は関係事業者の利益を害し、本邦の輸出業者の国際的信用を著しく害するおそれがないこと。

三 前二号のほか、輸出入貿易の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 その内容が不当に差別的でないこと。

五 その協定に参加し、又はその協定から脱退することを不当に制限しないこと。

六 国内の関係事業者又は一般消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。

(輸出業者の国内取引に関する協定)

第五十一条の二 輸出業者は、前条第一項の規定による届出をして協定を締結するとともに、通商産業大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出すべき当該貨物の国内取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結し、又は当該仕向地に輸出すべき当該貨物の生産業者若しくは販売業者とこれらの事項について協定を締結することができる。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る協定が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 前条第一項の規定による届出をして締結した協定をもつてしては除去することが困難であると認められる輸出入取引の秩序の確立又は輸出入貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去するため必要な最少限度のものであること。

二 前条第二項各号に適合すること。

は輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められるとき。

二 当該仕向地に輸出する当該貨物に關し輸出業者が第五条の二第一項の認可を受けて協定を締結し、又は輸出組合が第十一条第四項の認可を受けて組合員の遵守すべき事項を定め、若しくは団体協約を締結しており、かつ、その協定又は組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められる場合において、生産業者若しくは販売業者が当該貨物に關し第五条の三第一項の認可を受けて協定を締結することが困難であり、又はその協定をもつてしても輸出取引の秩序の確立若しくは輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められるとき。

三 当該仕向地に輸出する当該貨物に關し輸出業者が第五条の二第一項の認可を受けて協定を締結し、又は輸出組合が第十一条第四項の認可を受けて組合員の遵守すべき事項を定め、若しくは団体協約を締結しておらず、かつ、生産業者又は販売業者が当該貨物に關し第五条の三第一項の認可を受けて協定を締結している場合において、その協定

をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められるとき。

四 当該仕向地に輸出する当該貨物に關し輸出業者が第五条の二第一項の認可を受けて協定を締結し、又は輸出組合が第十一条第四項の認可を受けて組合員の遵守すべき事項を定め、若しくは団体協約を締結しておらず、かつ、その協定又は組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約をもつてしても輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められる場合において、生産業者若しくは販売業者が当該貨物に關し第五条の三第一項の認可を受けて協定を締結することが困難であり、又はその協定をもつてしても輸出取引の秩序の確立若しくは輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められるとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定に該当する場合において、同項に規定する事由を除去するための措置として、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出取引における価格、品質、意匠又は数量を定める通商産業省令を制定することが適切でないとき、輸出業者は、当該仕向地に当該貨物を輸出しようとするときは、その輸出取引における価格、

品質、意匠又は数量について通商産業大臣の承認を受けなければならぬものとする。ただし、外国為替及び外国貿易管理令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項の規定に基き政令の規定により通商産業大臣の輸出の承認を受けるべき特定の種類の又は特定の地域を仕向地とする貨物については、この限りでない。

3 前二項の通商産業省令による制限は、第一項に規定する事由を除去するため必要な最少限度のものでなければならぬ。

4 通商産業大臣は、第一項又は第二項の通商産業省令に違反した者に対し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

5 通商産業大臣は、第二項の承認に關する事務の処理上特に必要があると認めるときは、同項の通商産業省令で、同項の承認の申請に關する書類は、その指定する輸出組合を経て提出すべきものとする。ことができる。

6 前項の規定による指定は、第十条第二項の規定による届出をして組合員の遵守すべき事項を定めて輸出組合の組合員であつて当該仕向地に当該貨物を輸出するものの数が当該仕向地に当該貨物を輸出する輸出業者の総数の二分の一以上であり、かつ、その輸出組合から申出があつた場合に限り行ふことができるものとする。

7 第五項の規定による指定を受けた輸出組合は、第二項の承認の申

請に關する書類を受け取つたときは、遅滞なく、必要な調査をし、意見を付して、これを通商産業大臣に提出しなければならない。

第二十九条 通商産業大臣は、第五条の二第一項の認可を受けて協定を締結し、又は第十一条第四項の認可を受けて定めた組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸出業者の当該仕向地に対する当該貨物の輸出額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に対し相当の比率を占めている場合において、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると認めるときは、前条第一項又は第二項の通商産業省令をもつてしても輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められる場合において、当該仕向地に輸出すべき当該貨物の国内取引における価格、品質、意匠その他の取引条件又は数量について輸出業者の遵守すべき事項を定めることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通商産業省令に準用する。

(輸入に關する命令)
第三十条 通商産業大臣は、第七條の二第一項の認可を受けて協定を締結し、又は第十九條の四第一項の認可を受けて定めた組合員の遵

守すべき事項の適用を受けている輸入業者の当該船積地からの当該貨物の輸入額が当該船積地からの当該貨物の総輸入額に対し相当の比率を占めている場合において、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしてはその協定又は組合員の遵守すべき事項に係る第七條の二第一項各号の一に掲げる事由を除去することが困難であると認めるときは、当該事由を除去しなければ輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は輸入貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき認められる場合を限り、通商産業省令で、当該船積地から輸入する当該貨物の輸入取引における価格、品質、意匠その他の取引条件又は数量を定める通商産業省令を制定することが適切でないとき、輸入業者は、当該船積地から当該貨物を輸入しようとするときは、その輸入取引における価格又は数量に於いて通商産業大臣の承認を受けなければならないものとする。ことができる。

3 第二十八條第三項及び第四項の規定は、前二項の通商産業省令に準用する。

4 第二十八條第五項から第七項までの規定は、第二項の場合に準用する。

(輸出入の調整に関する命令)

第三十一条 通商産業大臣は、輸出入組合が第二十三條第一項の認可を受けて組合員の遵守すべき事項を定めている場合において、その組合員の遵守すべき事項をもつてしてはその組合員の遵守すべき事項に係る同項各号の一に掲げる事由を除去することが困難であると認めるときは、当該事由を除去しなれば当該特定地域を仕向地として輸送する貨物の輸送取引及び当該特定地域を船積地として輸入する貨物の輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は当該特定地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合に限り、通商産業省令で、当該特定地域を仕向地として輸出する貨物と当該特定地域を船積地として輸入する貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について輸出入業者及び輸入業者の遵守すべき事項を定めることができる。

2 第二十八條第二項から第七項まで及び前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(秘密保持義務)

第三十二條 第二十八條第五項(第三十條第四項又は前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けた輸出入組合、輸入組合又は輸出入組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した

秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第三十三條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第五條第一項の規定による届出をし、若しくは第五條の第二項、第五條の第三項若しくは第七條の第二項の認可を受けて締結した協定又は第十一條第二項の規定による届出をし、若しくは同條第四項、第十九條の四第一項若しくは第二十三條第一項の認可を受けて定めた組合員の遵守すべき事項若しくは第十一條第四項若しくは第十九條の四第一項の認可を受けて締結した団体協約及びこれらに基いてする行為には、適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は事業者が不公正な取引方法に該当する行為をさせるように行つたとき。

二 次条第十一項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第八項若しくは第九項の規定による請求に応じ、通商産業大臣が第五條第二項若しくは第六條第一項(これらの各規定を第十一條第三項において準用する場合を含む。)以下この章において同じ)若しくは同条第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三項において準用する場合を含む。))第十一條第五項又は第二十三條第三項におい

て準用する場合を含む。第三十五條を除き、以下この章において同じ。)の規定による処分をし、又は次条第十項の規定による請求に応じ、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣が第六條第三項の規定による処分をした場合を除く。

2 次条第八項から第十項までの規定による請求が前項に規定する協定又は組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約の定の一部について行われたときは、同項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その協定又は組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

(公正取引委員会との関係)

第三十四條 通商産業大臣は、第五條の二第一項、第七條の二第一項、第十一條第四項、第十九條の四第一項又は第二十三條第一項の認可をし、若しくは、公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

2 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、第五條の三第一項の認可をし、若しくは、公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

3 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第十一條第二項の規定による届出を受け、又は第五條第二項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員

会にその旨を通知しなければならない。

4 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、第六條第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

5 通商産業大臣は、第二十八條第一項若しくは第二項(第三十一條第二項において準用する場合を含む。))、第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは第二項(第三十一條第二項において準用する場合を含む。))又は第三十一條第一項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

6 公正取引委員会は、前条第一項第一号に該当すると認める場合において、勧告し、又は審判手続を開始しようとするときは、次項の場合を除き、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

7 公正取引委員会は、生産業者又は販売業者が第五條の三第一項の認可を受けて締結した協定について、前条第一項第一号に該当すると認める場合において、勧告し、又は審判手続を開始しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣に協議しなければならない。

8 公正取引委員会は、輸出入業者が第五條第一項の規定による届出をした協定又は輸出入組合が第十一條第二項の規定による届出をした組合員の遵守すべき事項が第五條第

二項第四号から第六号までの各号に適合するものでないと認めるときは、通商産業大臣に対し、同項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

9 公正取引委員会は、輸出入業者若しくは輸入業者が第五條第一項の規定による届出をし、若しくは第五條の二第一項若しくは第七條の二第一項の認可を受けて締結した協定又は輸出入組合、輸入組合若しくは輸出入組合が第十一條第二項の規定による届出をし、若しくは同條第四項、第十九條の四第一項若しくは第二十三條第一項の認可を受けて定めた組合員の遵守すべき事項若しくは輸出入組合若しくは輸入組合が第十一條第四項若しくは第十九條の四第一項の認可を受けて締結した団体協約が、第五條第二項第四号から第六号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第六條第一項又は第二項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

10 公正取引委員会は、生産業者又は販売業者が第五條の三第一項の認可を受けて締結した協定が第五條第二項第四号から第六号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣に対し、第六條第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

11 公正取引委員会は、前三項の規定による請求をしたときは、遅滞

なく、その旨を官報に公示しなければならぬ。

(貨物についての主務大臣との関係)

第三十五条 通商産業大臣は、第五
条の二第二項、第七條の二第一
項、第十一條第四項、第十四條第
一項(第十九條の六において準用
する場合を含む、以下同じ)、第
十九條第一項(第十九條の六にお
いて準用する場合を含む、以下同
じ)において準用する中小企業等
協同組合法第五十一條第二項若し
くは第六十三條第三項若しくは第
十九條の四第一項の認可をし、第
六條第二項(第七條の二第三項(第
十九條の四第三項において準用す
る場合を含む)又は第十一條第五
項において準用する場合を含む)若
しくは第十八條(第十九條の六
において準用する場合を含む)以
下同じの規定による処分をし、
又は第二十八條第一項若しくは第
一項、第二十九條第一項若しくは
第三十條第一項若しくは第二項の
通商産業省令の制定若しくは改廃
をしよとするとときは、当該処分
又は通商産業省令に係る貨物(第
十四條第一項若しくは第十九條第
一項において準用する中小企業等
協同組合法第五十一條第二項若し
くは第六十三條第三項の認可又は
第十八條の規定による処分の場合
にあつては、認可又は処分に係る
輸出組合の所屬員たる輸出業者又
は輸入組合の組合員たる輸入業者
の取扱に係る貨物)についての主
務大臣の同意を得なければならぬ。

2 通商産業大臣は、第五條第一項
又は第十一條第二項の規定による
届出を受理したときは、遅滞なく、
当該協定又は組合員の遵守す
べき事項に係る貨物についての主
務大臣にその旨を通知しなければ
ならない。

(税関長に対する権限委任)
第三十六條 通商産業大臣は、政令
で定めるところにより、この法律
に基く権限の一部を税関長に委任
することができる。

(輸出入取引審議会への諮問)
第三十七條 通商産業大臣は、第二
十九條の三若しくは第二十一條の
政令の制定若しくは改廃の立案を
し、又は第二十八條第一項若しく
は第二項(第三十一條第二項にお
いて準用する場合を含む)、第二
十九條第一項、第三十條第一項若
しくは第二項(第三十一條第二項
において準用する場合を含む)若
しくは第三十一條第一項の通商産
業省令の制定若しくは改廃をしよ
うとするとときは、輸出入取引審議
会に諮問しなければならない。

(聴聞)
第三十八條 通商産業大臣は、第四
條第二項、第六條第一項若しくは
第二項又は第十八條(第二十七條
において準用する場合を含む)の
規定による処分をしよとすると
ときは、当該処分に係る者に対し、
相当な期間を置いて予告をした
上、公開による聴聞を行わなけれ
ばならない。
2 通商産業大臣及び当該貨物につ
いての主務大臣は、第六條第三項

の規定による処分をしよとする
ときは、当該処分に係る者に対
し、相当な期間を置いて予告をし
た上、公開による聴聞を行わな
ければならない。
3 第二項の予告においては、期
日、場所及び事案の内容を示さな
ければならない。

4 聴聞に際しては、当該処分に係
る者及び利害関係人に対し、当該
事案について証拠を提示し、意見
を述べる機会を与えなければなら
ない。

(不服の申立)
第三十九條 この法律の規定による
通商産業大臣の処分に対して不服
のある者は、その旨を記載した書
面をもつて、通商産業大臣に不服
の申立をすることができる。

2 この法律の規定による通商産業
大臣及び当該貨物についての主務
大臣の処分に対して不服のある者
は、その旨を記載した書面をもつ
て、通商産業大臣及び当該貨物に
ついての主務大臣に不服の申立を
することができる。

3 通商産業大臣又は通商産業大臣
及び当該貨物についての主務大臣
は、前二項の不服の申立があつた
ときは、前条の例により公開の聴
聞をした後、文書をもつて決定を
し、その写を不服の申立をした者
に交付しなければならない。

(報告)
第四十條 通商産業大臣は、この法
律の施行に必要な限度において、
政令で定めるところにより、輸出
業者、輸入業者、輸出組合、輸入
組合、輸出入組合、輸出すべき貨

物の生産業者若しくは販売業者又
は輸入する貨物の需要者若しくは
販売業者から報告を徴することが
できる。

2 当該貨物についての主務大臣
は、この法律の施行に必要な限度
において、政令で定めるところに
より、第五條の三第一項の認可を
受けて協定を締結している生産業
者又は販売業者から報告を徴する
ことができる。

第七章 罰則

第四十一條 輸出組合、輸入組合又
は輸出入組合の役員がいかなる名
義をもつてするかを問はず、その
輸出組合、輸入組合若しくは輸出
入組合の事業の範囲外において、
貸付をし、若しくは手形の割引を
し、又は投機取引のためにその輸
出組合、輸入組合若しくは輸出入
組合の財産を処分したときは、三
年以下の懲役若しくは二十万円以
下の罰金に処し、又はこれを併科
する。ただし、刑法(明治四十年
法律第四十五号)に正条がある場
合は、同法による。

第四十二條 第四條第二項又は第二
十八條第四項(第二十九條第二項、
第三十條第三項又は第三十一條第
二項において準用する場合を含
む)の規定による命令に違反した
者は、二年以下の懲役又は三十万
円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号の一に該当す
る者は、一年以下の懲役又は十万
円以下の罰金に処する。
一 第五條第一項の規定による届
出をせず、又は虚偽を届出をし

て同項に規定する協定を締結し
た者

二 第五條第二項又は第六條第一
項若しくは第二項(第七條の二
第三項において準用する場合を
含む)の規定による命令又は処
分に違反した者

三 第五條の二第一項又は第七條
の二第一項の認可を受けない
で、これらの規定に規定する協
定を締結した者

四 第三十二條の規定に違反し
て、その職務に關して知得した
秘密を漏らし、又は盗用した者
第四十四條 次の場合には、その行
為をした輸出組合、輸入組合又は
輸出入組合の理事は、一年以下の
懲役又は十万円以下の罰金に処す
る。

一 第十一條第二項の規定による
届出をせず、又は虚偽の届出を
して、同項に規定する組合員の
遵守すべき事項を定めたとき。
二 第十一條第四項、第十九條の
四第一項又は第二十三條第一項
の認可を受けないで、これらの
規定に規定する組合員の遵守す
べき事項を定め、又は団体協約
を締結したとき。

三 第十一條第三項において準用
する第五條第二項若しくは第六
條第一項又は第十一條第五項、第
十九條の四第三項において準用
する第七條の二第三項若しくは
第二十三條第三項において準用
する第六條第二項の規定による
命令又は処分違反したとき。

第四十五條 次の各号の一に該当す
る者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第七條第一項(第十一條第三項)において準用する場合を含む。又は同條第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三項)において準用する場合を含む。)、第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第二項(第十九條の六又は第二十七條)において準用する場合を含む。の規定に違反した者

三 第十九條第一項(第十九條の六又は第二十七條)において準用する場合を含む。の規定に違反する中小企業等協同組合法第五條第二項又は第五條の四の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第四十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十六條 輸出組合、輸入組合又は輸出入組合が第十九條第一項(第十九條の六又は第二十七條)において準用する場合を含む。において準用する中小企業等協同組合法第六條第一項の規定による命令に違反した場合には、その輸出組合、輸入組合又は輸出入組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める。

2 改正前の輸出入取引法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の輸出入取引法中これに相当する規定があるときは、改正後の輸出入取引法の規定によつてしたものとみなす。

3 この法律の施行前に輸出業者が改正前の第五條第一項の認可を受けて締結した協定又は輸出組合が改正前の第十一條第二項の認可を受けて定めた組合員の遵守すべき事項であつて輸出すべき貨物の国内取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項を内容とし、又は第十一條第二項の規定による届出をして締結し、又は定めたものとみなす。

4 登録税法(明治二十九年法律第二十七號)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「輸入組合」の下に「輸出入組合」を加える。

5 印紙税法(明治三十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第五條第六号中「若ハ輸入組合」を「輸入組合若ハ輸出入組合」に改める。

6 法人税法(昭和二十二年法律第二十八號)の一部を次のように改正する。

第九條第六号中「輸入組合」の下に「輸出入組合」を加える。

7 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八號)の一部を次のように改正する。

第二條第十一号中「第二十號」を「第十六號の六、第二十號」に改める。

8 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四號)の一部を次のように改正する。

第二十三條中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九號)により、貨物の輸出又は輸入の取締りを行うこと。

9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一號)の一部を次のように改正する。

第五條第五十一號の次に次の一号を加える。

五十一の二 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九號)の定めるところにより、所掌事務に係る物資の生産業者又は販売業者の締結する輸出すべきその物資の国内取引における価格、数量、品質その他の事項についての協定を認可すること。

10 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三號)の一部を次のように改正する。

第四條第十六號の五の次に次の一号を加える。

十六の六 所掌事務に係る物資の生産業者又は販売業者の締結する輸出すべきその物資の国内取引における価格、数量、品質その他の事項についての協定の認可に関すること。

結する輸出すべきその物資の国内取引における価格、数量、品質その他の事項についての協定を認可すること。

第四十六條及び第五十九條中「第十六號の五」の下に「第十六號の六」を加える。

11 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四號の六の次に次の一号を加える。

十四の六の二 所掌事務に係る物資の生産業者又は販売業者の締結する輸出すべきその物資の国内取引における価格、数量、品質その他の事項についての協定を認可すること。

第二十四條第一項第五號の三の次に次の一号を加える。

五の三の二 所掌事務に係る物資の生産業者又は販売業者の締結する輸出すべきその物資の国内取引における価格、数量、品質その他の事項についての協定の認可に関すること。

第二十七條第一項第十四號の三の次に次の一号を加える。

十四の三の二 所掌事務に係る物資の生産業者又は販売業者の締結する輸出すべきその物資の国内取引における価格、数量、品質その他の事項についての協定の認可に関すること。

12 外国為替及び外国貿易管理法の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項中「特定の種類の」の下に「若しくは特定の地域を仕向地とする」を加える。

13 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第五号、第七十二條の十八第三項及び第七十二條の二十二第四項第六号中「及び輸入組合」を「輸入組合及び輸出入組合」に改める。

14 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十四号中「輸出業者」の下に「輸出すべき貨物の生産業者又は販売業者」を加え、「並びに輸出組合」を「輸出組合」に改め、「団体協約」の下に「並びに輸出入組合の組合員の遵守すべき事項」を加える。

15 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

類の」の下に「若しくは特定の地域を仕向地とする」を加える。

13 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第五号、第七十二條の十八第三項及び第七十二條の二十二第四項第六号中「及び輸入組合」を「輸入組合及び輸出入組合」に改める。

14 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十四号中「輸出業者」の下に「輸出すべき貨物の生産業者又は販売業者」を加え、「並びに輸出組合」を「輸出組合」に改め、「団体協約」の下に「並びに輸出入組合の組合員の遵守すべき事項」を加える。

15 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○島村政府委員 輸出入取引法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

輸出入取引法は、昭和二十七年八月に制定されまして以来、今回が第二回の改正になるわけであり、現行の輸出入取引法の沿革をたずねますと、最初は輸出取引法として、不正な輸出取引を防止するとともに、一定の範囲において輸出業者の協定の締結及び輸出組合の設立を認めることにより、輸出取引の秩序の確立をはかることを目的として昭和二十七年八月に制定され、次いで昭和二十八年八月に至り、その一部を改正して、輸出業者

の協定締結の範囲を拡大するとともに、輸入取引についても、輸出取引の場合に準じて、一定の要件のもとに、輸入業者の協定の締結及び輸入組合の設立を認め、さらにこれらの協定の実効を確保するため、いわゆるアウトサイダー規制に関する規定を設け、その題名も輸出取引法と改めたのであります。

ところがこの改正案を施行いたしましたから今日に至るまで約二年を経過するうちに、わが国をめぐる変動がますます激しく貿易取引の現実は、なお一段とこの法律の規定の強化拡充を要するよりなる事態を少からず生ぜしめるに至つたのであります。すなわち、最近の輸出貿易の現状は、お互いに無用の競争を行ういゆる過度競争の結果、必要以上の安値輸出を行う傾向がますます強くなり、一面においてわが国輸出品の価値を失墜させると同時に、相手方の関係業界に不測の損害を与えることともなり、他面わが国としては得べかりし外貨の喪失という二重の国家的損失をこうむつてゐるわけでありませう。

日本の貿易業界が輸出振興に涙ぐましい血のにじむような努力を払つておられる姿には深く感謝と敬意の念を禁じ得ないのでありますが、しかしながら、最近国際貿易の流れに顧み、かかる現象が縮小限りにおいては日本の貿易の今後の発展にきわめて困難の度を加えることは必至であつて、貿易を中心とする経済自立計画に重大なる支障を与へるものと深く憂慮せられるものであります。従いまして、この際わが国の貿易の健全な発展をはかるのみならず、国際貿易に大いに寄与するためにも、今日のごときいたずらに無用の競争は極力避け、合理的なお互いの自

主的協調によつて輸出秩序の確立をはかることは焦眉の急務であると思われるのであります。このたび提案いたしました輸出取引法の一部を改正する法律案は、このような事態に対処し、かかる協調輸出の確保をより一層容易ならしめようとするものであります。その主要な改正点は次の通りであります。

第一に、不公正な輸出取引をした輸出業者に対し、その行為がわが国の輸出業者の国際的信用を著しく害すると認められるときは、通商産業大臣は、直ちに、貨物の輸出の停止を命じ得ることとしたのであります。

第二に、輸出業者の協定に対する制限を大幅に緩和し、特に狭義の輸出取引に関する協定につきましては、現行の認可制を廃して届出をもつて足りることとし、その効果の急速なる実現を期することとしたのであります。

第三に、輸出業者の協定の締結が困難であり、あるいはその協定をもつてしても、なおかつ輸出取引の秩序の確立が困難である場合には、必要な最小限度におきまして、生産業者または販売業者が輸出すべき貨物の国内取引に関する事項につき、協定を締結する道を閉ざしました。

第四に、特定の地域との輸出入の円滑な調整をはかるため、特に必要があるものと認められる地域、たとえば、中共とかインドネシアとの貿易については、その輸出の調整を主たる目的とする輸出入組合の設立を認めることとしたのであります。

第五に、輸出及び輸入に関するアウトサイダー規制命令につきましては、

規制の範囲を若干拡大するとともに、その機動性を高めるよう所要の改正を加えました。なお右に述べました輸出入の調整につきましても、これらに準じてアウトサイダー規制ができるようにいたしてあります。

これを要するに、この法律案はわが国貿易の特質と実情に即応するよう、輸出入取引法の規定を一段と整備拡充しようとするものであります。これが成立を見ますれば、必ずや公正にして秩序ある輸出取引の体制を確立し、わが国貿易の対外的信用を高め、もつて外国貿易の健全なる発展に寄与することを確信しております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○田中委員長 本案に対する質疑は次会に行います。

○田中委員長 次に、アルコール専売法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まずアルコール専売制度の目的という中に、工業用輸出原料、良質なアルコールを低廉でしかも安定した価格で輸出振興等の問題を考慮してやつておるといふことが書いてありますが、逆に今度輸入防遏のために、特にこのアルコール価格等によつて操作するといふようなことが行われておるかどうかが、さらには今後行つておるかどうかが、伺いたいと思つておられます。

○吉岡政府委員 ただいま御指摘のようには、アルコール専売の目的としたしましては、工業原料としてなるべく安い安定した価格でもつてアルコールを販売することを目的としたのであります。工業用アルコールについては申し上げると、二十六年以降当時十二万七千円とございましたのを逐年引き下げまして、現在は八万三千二百円といふことで販売いたしております。さらに輸出用につきましては六万四千円で特別の価格を設定いたしまして、販売をいたしておるわけでございます。輸入防遏という点については特別の考慮をしておるかというお話でございますが、これにつきましては現在のところは一

般の工業用アルコールといたしまして八万三千円といふことで処理いたしておりますが、輸出振興も輸入防遏もその趣旨におきましては同一であることは御指摘の通りでございますので、今後具体的に必要を感じました場合には、輸出用に準じて考慮していきたい、かように考えておる次第でございます。

○中崎委員 たとえば酸化エチレンの原料は、ほとんどアルコールから作つておるようですが、アルコールの原料価格が相当高いために、どうしても外国製品の酸化エチレンに対抗できない。ちよつと国産は値が高い。従いましてこのアルコールの値段が下げられさえすれば、この酸化エチレンは相当安く提供できるわけでありまして、これが輸入防遏の上にも大いに役に立つと同時に、これに関連して次に作られるところの製品の上にも大きな影響がある。勢いこれが輸出の上にも間接ながら大きな影響を及ぼしますので、こ

うした点も考慮して、輸入防遏に役に立つような場合には、直接輸出振興のために考えておると同一程度の考慮を払うべきものであるといふふうに考えておるのであります。今局長の言われた考えをさらに具体的に現実に進めたいだけはいいのではないかとはいふふうに考えております。

次に現在アルコールの製造は、官営工場で行われておるものと、民営で委託してやられておるものとあるようでありませう。そこでコストの点について、官営の工場と民営の工場との間にどういふ開きがあるのか。また民営の工場の現在の営業状況は一体どういふようになっておるかといふことを御説明いたしたいと思います。

○吉岡政府委員 御指摘のように、現在の工業アルコールは官営工場が過半を占めておりますが、一部民営工場に委託して生産をいたしております。そのコストの点につきましては、申すまでもなく両方の経理の制度が異なつておりますので、正確な意味の比較をすることは困難な点がございませうが、一応私どもの可能な限り調べましたところによりますと、平均いたしまして現在のところ官営工場の方がコストは低くなつております。具体的に申し上げますと、なまイモを原料にいたしまして場合に原料費で申しますと、官営工場の平均がキロ当り七万五千八百円、これに対して民営工場の平均は八万五千八百円、糖蜜の場合にも若干官営工場の方が低くなつております。労務費につきましては、これは賃金ベースが官営工場の方が低いわけでございますが、当然と申しますか、相当の開きがございまして、やはり官営工場の方が

低くなっておるといふようなわけでもございまして、総原価といたしましては、なまイモの場合は平均いたしまして、官営工場の方はキロ当り九万七千六百円、民営工場は十二万八千六百円、糖蜜原料の場合には、官営工場の方が五万六千四百円、これに対し民間工場の方は六万四千六百円というふうな現状でございます。操業率は、これは双方とも現在のところあまり操業率は高くないわけでありまして、大体五、六割というふうな操業率でございます。しかしこれはイモのごとく季節的の関係がございまして、普通の工業生産のごとく年間を通じて一定の操業率を維持することも困難な事情がございまして、現状はこの程度になっております。

○中崎委員 民営の会社の営業成績をざっと、大勢的なこといいですか。お知らせ願いたい。

○吉岡政府委員 私どもが工業用アルコールの委託生産をやっております会社は六社でございます、そのうち二社は御承知のバルブ廃液からのアルコールでございます、糖蜜ないしはイモを原料にいたしまして委託生産をやっておりますのは四社でございます。しかしアルコール全体といたしましてはやはり酒用のアルコールの方が全部で約百社ございまして、そのうちの最も主要な工場に対して私どもは委託生産をしております。数量から申しまして酒用のアルコールの方が数倍になっておりますので、会社自身の営業成績といたしましては、酒の方のアルコールの業績によって左右される。それでその場合に私どもが委託生産しておりますものの買い上げ価格と、そ

れから酒用のいわゆる転化アルコール—これは酒造業者にさらに売るわけでございますが、この値段を九十五度のものでキロ当りを比較いたしますと、私どもの方は各社別に原価を調べてましてそれぞれ個別価格で買い上げをいたしておりますが、それを平均いたしまして大体十万円前後というところになっております。これに対しては酒用のアルコールは、物は同じものでございまして、多数の工場があり、しかも零細な事業がたくさんございまして、これに対しては国税庁は一本の価格で酒造業者に販売をやらしている、ごういふことでございます。従って結局多数の工場のいわば限界生産費によって価格がきまるといふふうな関係から、イモの場合におきましてキロ当り十五万六千円が現在酒用アルコールの販売価格になっております。同じものにつきまして私どもの方の買い上げ値段は十万円程度でございます。以上申し上げました点をお聞き願います。工業用アルコールの方はなるべくコストの安いということを基本にいたしてやっていると、これを御了承いただきたいと思っております。

○中崎委員 この二、三年このかた官営工場が払い下げられていたという事実があるようでありますが、それはどここの工場であり、さらにその会社の現在の営業成績状況は一体どういふふうであるかを御説明願いたい。

○吉岡政府委員 昭和二十六年に北海道の二工場の払い下げをいたしました。払い下げを受けた相手方はたゞいま申し上げました酒用の転化アルコールをつくる目的で払い下げを受けられたようでございます。しかしその後、許可を受けられる以前におきまして、業績がきわめて不良になりまして、二工場とも賃金の未払い等を生じましてこれにつきまして私どもの方でもいろいろあつせんをいたしまして、結局従業員は他の会社に引き継がれたようでございます。工場といたしましては二工場とも閉鎖と申しますか、簡単に申し上げますと会社がつぶれたという結果になっております。それから翌年九州の島原、高鍋の二工場を払い下げたわけでございますが、その当時はすでにあつた程度でございまして、払い下げを受ける相手方に定しましては、今後製造用原料の一定量の割当を条件としてでなければ買取り取らないという条件でございまして、やむを得ず千五百キロ程度の割当量を保証するといふ契約をいたしまして、払い下げをいたしているわけでございます。現在におきましてはそういう関係でございまして、企業として払い下げを受ける魅力がほとんどないのではなからうか、もししいてそれをやるとすれば、原料の割当を保証するといふふうな関係になりまして、結局払い下げをするといふことの意味もあまりなくなるのじゃないか、こういうのが大体現状ではないかと考えております。

○永井委員 たいま局長は北海道のアルコール工場払い下げについて、行き詰まって解散に当って従業員を他の会社に引き継いだという答弁でありましたが、どのように引き継がれたか、それを詳しくしていただきたいと思つて、それからこの工場払い下げに当っては、十年間他の目的のためにこれを使ってはならないという制限があつたと思つて、それが直ちに現在はアルコールを作らないで、これがバルブ工場に変わっている。帯広の方はそのままになっておりますが、北見のアルコール工場はバルブになっていまして、払い下げ条件が十年間他の目的に使つてはいけないというのが、どういふ理由で数年ならずしてバルブ工場に転換することを認めたのか。これはその中間において相当の暴利がむさぼられていていろいろな問題がございまして、今の局長の答弁は非常に事実とを調べていただきたい。

○吉岡政府委員 永井先生の方があるいはお詳しいかと存じますが、帯広は御指摘のように現在閉鎖中でございます。北見の方は段ボールの生産をいたしまして貸金等につきましては政府におきまして興銀その他にあつせんをいたしまして融資を受けて処理をした、こういうことでございます。それから売り渡し条件として十年間云々の点であります、これは政府の承認を受けなければ勝手に処分してはならないといふことでございます。先ほど申し上げましたように、転化アルコールを目的として払い下げを受けられたのでございしますが、この方の許可が円滑に行かなかつたという関係で貸金の支払いにも支障を来す、こういう状況に至りましたので、やむを得ないものといひまして承認したわけでございます。

○永井委員 払い下げの場合にはその事業を継続してやれるという経済的な条件が具備しなければ払い下げ適格条件はないと思つて、そういう条件の資格はどういふふうに調査されたのか。この問題をほんとうにやるのであればわれわれも具体的な突つ込んでお聞きしたいと思つて、最初は帳簿価格の五百万円前後で払い下げというところだった、ところがだんだんやがましくなつて来て、帳簿価格では払い下げができないというので、両方の工場を合せて一億前後という一応競争入札という形を取つたが、事実は指名した先に払い下げることとてやつて、それには中にあるアルコールの残留分も何も含めて、いろいろ払い下げについては問題があるわけでありまして、それらについてどういふふうな資格条件で許したのか、またバルブに転換した場合はどのような価格でどのように処置されて、中間搾取がどのようであつたのか、また労働者については他に職場を転換したというが、そういう事実はない、払い下げを受けたとたんから賃金は未払いであつてひどいことに労働者が犠牲になっておるのであります、ただいまのお話では大へんけつこうな跡始末がついたというお話でありますから、その経過をあらためて一つ伺います。なおこの問題については本日時間がなければあらためて私は資料を持ってきまして質問を続けたいと思つております。

○吉岡政府委員 率直に申しまして、二十六年の当時のことでございますので、引継いでおります書類等によりまして、入札は一般競争入札でやつたといふことは事実でございます。しかし御指摘のように払い下げにつきましては、払い下げ後における事業の運営に労働者等の件につきまして慎重に考慮しなければならぬといふことは御指摘の通りでございますので、今後は現

在のところが具体的に直ちに払い下げ
という計画は持っておられないわけでご
ざいます。万一そういう必要が生じま
した場合には、そういう点
を十分に注意いたしまして御指摘のよ
うなおそれのないようにいたしたいと
考えております。

○中崎委員 先ほど九州の島原、高鍋
の工場の払い下げについては、一定量
の仕事をやらせることによつて一応進
んでおるといふことでありますけれど
も、これで現在その工場は引き合つて
おるのですかどうですか、それを聞き
たいと思ひます。

○吉岡政府委員 九州の方は払い下げ
を受けました相手方が、具体的に申し
ますと宝酒造でございます、これは
酒用のアルコールの相当量の割当を
持つておりますので、それと合せまし
て現在のところ操業をいたしておる、
そういう状況であります。

○中崎委員 この官営工場の払い下げ
については概して不明朗な問題等が
つきまとうものであります。私たちの
主張、立場からいいますと、こうした
直接国民全体と深いつながりのあるよ
うな事業、あるいは蒸餾産業等につ
いては、これを国営ないし国家管理等
の方式によるべきものであるという主張
を持つておるのであります、それは
別として、ここにこうしたアルコール
工場のような専売事業において、こ
れは一応国営の形において運営され
ておる。それが一、二、三、四の工場が
特に払い下げをされなければならな
かったという理由は一体どこにあるの
ですか。ここに今のように非常な不始
末で、工場を払い下げるやいなや資金
も払えなくなつて、行き当りばつたり

のひどいことになつておる。そういう
工場をどういふわけで払い下げなけれ
ばならなかつたかといふこと。さらに
九州の場合においても一応払い下げて
みたが、あとでどうにもならぬから割
当を一定限度保証してくれといふので
それを確保して、初めて工場がほかの
事業と合せて成り立つておるといふ印
象を持つのであります、一体そういう
ふうな無理までして何がゆゑに払い
下げをせなければならなかつたか、そ
れを一つこの際明らかにしてもらいた
いと思ひます。

○吉岡政府委員 北海道の二工場につ
きましては昭和二十五年八月十五日、
九州の二工場については昭和二十七年
七月十五日にそれぞれ閣議決定がござ
いまして、それに基づきまして政府は払
い下げをいたしたわけでございます。

○中崎委員 今の局長だけの答弁では
どうも答弁になりませんので、当時石
橋さんは閣僚でなかつたかもしれない
けれども、当時の事情等がわからなけ
れば、さらに検討していただいて、一
体どういふ事情でそういうふうにする
行き詰まるような状況下にもかかわら
ず、払い下げを強引にやつたのか。さ
らに今度石橋さんとしては、現在こう
した専売になつておるアルコール事業
が国営の場合においてははるまじくつ
ておる。ここにこれは税金等の意味も含
んでおりますから、うまくいかなけれ
ばならぬわけですが、うまくいつてお
る。ここにコストの点は、現に民間に
おいてやつておるより、官営の方が安
い。こういう一挙兩得といひますか、
一石二鳥といひますか、非常に有利な
状況下に官営事業といふものが置かれ
ておる。ここに民営事業は利潤追求を

やらせれば非常にうまいのだといわれ
ておる。その主張といふものは、これ
は明らかにそれでないといふ事実を物
語つておる。そういうふうなアルコー
ル専売事業の工場に対しても今後なお
かつ払い下げするような考えをお持
ちになつておるかどうか。うわさによ
ると、多少は採算的に見れば不如意で
あるといふような工場もあるのでは、こ
れがまた払い下げられるのではないか
といふことで、非常に心配されておる
向きもある。そういうふうなものが政
治的な考え方一本から処理されるとい
うことは、私たち非常に遺憾に思ひ
ますが、一体そういうふうなこ
とについてもどういふふうにお考えに
なるか、お聞きしておきたいと思ひま
す。

○石橋國務大臣 今お話に出ておりま
す過去のことにについては、実は私全然
存じないのです。ですから、御要求に
よりまして、なお参考にもなりますか
ら、私としましては一つ調べるだけ
調べてみようと思ひます。それから現
在官営で営んでおります工場を払い下
げる意思は持つておりません。です
からその点は御了承願ひます。

○中崎委員 管理機構が現在このアル
コールの方では二課を設けてやつてお
るのですが、私どもは必ずしも人員の
整理といふことは必ずしもではな
く大いに反対なんです。大いに配置転
換等によつてやらなければならぬ。
二課のこのような機構でやるほどのこ
とではないのではないかと、いふよう
な意見もあるのでありますが、一体これ
はどういふように考へておるか。将来
はどういふような考へ方であるか。そ
れをお聞きしたい。

○吉岡政府委員 御指摘のようにアル
コール一課と二課といふことでやつて
おつたわけでございますが、何分年間
約三十億円の取引をいたしてございま
す。九つの工場を持ちまして、従業員
も千四、五百名おります。しかも専売
法、酒税確保の上からも取締り等の必
要もございませぬ。やはり事業として
これは相当大きな仕事でございます。
特に先ほど御指摘がありましたよう
に、こういう現業的の仕事はよほど管
理、監督を厳重にいたす必要もござ
いますので、実は本年の四月からアル
コール事業長というアルコール製造並
びに販売に関する専任の担当官を設
置いたしました、各現場における仕事
の状況なり合理化の問題、あるいは原料
輸入の問題、販売等の面につきま
して遺憾なきを期しておるわけござい
ます。仕事の額なり量からいいたしま
して、私どもとしては実はこの程度の人
員は必要と考へておるような次第で
ございませぬ。

○田中委員長 他に質疑の申し出がな
いようでありますので、これをもって
本案の質疑を打ち切ること御異議あ
りませぬか。

○田中委員長 他に質疑の申し出がな
いようでありますので、これをもって
本案の質疑を打ち切ること御異議あ
りませぬか。

○田中委員長 他に質疑の申し出がな
いようでありますので、これをもって
本案の質疑を打ち切ること御異議あ
りませぬか。

○田中委員長 御異議なしと認め、質
疑は終了いたしました。
アルコール専売法の一部を改正する
法律案を討論に付します。——討論の
通告がありませんので、直ちに採決に
入ります。
アルコール専売法の一部を改正する
法律案について採決をいたします。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○田中委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決ま
した。
この際お諮りをいたします。本案に
対する委員会報告書の作成に關しまし
ては、委員長に御一任を願ひたいと存
じます、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さ
より決定いたします。

○田中委員長 御異議なしと認め、さ
より決定いたします。

○田中委員長 御異議なしと認め、さ
より決定いたします。

○田中委員長 御異議なしと認め、さ
より決定いたします。
なお開会の日時につきましては、先
方の特別委員長と協議いたしました
上、追つて公報をもつてお知らせを
いたします。

○記内政府委員 現行法におきましてはそれは違反行為に入っておりませんが、現在までのところそれが問題になったという事を耳にいたしておりません。

○永井委員 どういうところからどういう要望で投票が厄介だから指名推選にしてくれ、こういう満場一致に近い要望があったから改められたと言いつけれども、一体要望があったらどういふことでも改めるのかどうか。やはり組合の民主的な運営という一つの原則がある。無記名投票というものを指名推選にするという、こういう民主的な運営という一つの原則から非常に後退した形にこれを改めなければならぬという特別な理由がなかったら無記名投票でいいんじゃないですか。こういうことによつて何か安定した一つの力を固定させていくというやり方が、この指名推選ということになればできるのです。目の前に来て大体渡りをつけておいて、そしてこれを指名推選するというの、それは反対だといって表面切つて反対できるわけのものじゃありません。無記名投票という制度があつて初めて公明な意思表示ができるのでありますが、こういう制度に後退しなければならぬという根拠は、ただ陳情運動があつたから、そういう希望があつたからというだけの根拠ですか。何かここに、こういうふうな何の根拠があれば、一つお示し願ひたいと思ひます。

少い、中には五人、十人というより組合員のところもございませし、三十人から五十人くらいが大体の組合員という事になっておりました、お互いに顔を知り合つた仲で、こういういわゆる選挙によりまして、投票にまでよらなくともよいだらうという趨勢が相当多く出ているわけでありませし。従いましてほとんどの組合から、投票まで厄介な手續を踏まなくても指名推選でやれるようにしてほしいという要望がありましたので、原則はあくまで投票でございませしが、ただいま申したように、出席組合員の全員に諮つて、全員が納得するのであれば、指名推選でさらさら指名された者を選任するかどうかについて、全員に諮るといふような手續によつてこの簡素化、簡便化をはかつて参る。もしこれに不都合な点でもあり、反対者がありますれば、当然本来の姿の投票によつてこれを決するということにいたした次第であります。

○記内政府委員 現行法のもとにおきましては、組合は決算をしなければならぬといふことは会社と同様でございますが、その決算を官庁に届けるのか、報告するとかいふ義務は全然ございませし。従いまして行政庁と組合との関係は全く関係がないと申してもよいからいひたいと思ひます。ただ組合員が組合のやり方がおもしろくないという場合に、調査を行政官庁に依頼をする、申請をするといふようなことがあつて初めて発動できるような態勢になつておりました。そういうこととございませし、何と申しますか、組合員も組合の仕事に熱心でいろいろ気を配つておれば好都合なのでございませしが、

現在の状態におきましてはそこまで参りませし。自然に参るするといふの間にか役員の不都合のまま深みに入つてしまふ。あとから官庁方面で気がついてこれをいろいろ注意し、指導しようと思ひまして、手おくれになるといふふうな事例がしばしばあるわけでありませし。従いましてせつかくできておりまする決算書類、事業報告書等、当然組合は備えておるべきでありますので、その一部を行政官庁に届けさせて、その一部を行政官庁に届けさせて、この間の動きといふものも察知できる、またこれによつて単に監督取締りという面だけでなくて、いろいろの組合助長行政の足にもなつて、今のままでございませしと組合との間のつながりといふものが非常に少いといふふうな点を考えまして、こういう制度に改めたわけでございます。これも組合に非常な負担をかける、手数をかけるといふこととございませし、極力これを避けなければならませしが、提出すべき書類は組合が当然組合として、決算書類として持つておらなければならぬようなものの一写しを一部提出すればよいといふことになつておりましたので、それよけいな負担過重とも考えられませし、この程度の連絡をさせるということに改めた次第でございます。

○永井委員 単に形式的に決算書類を提出させるといふにとどまるならば、これは形式的な、事務的なことですが、問題にならぬと思ひますが、従来はそういう点で指導上遺憾な点があつたから、そういうものを出させて、それを通して指導監督をしよう、こういう積極的なアイデアが今度の改正の基礎になつておるのでございませし、これですと組合の中に非常に深く入つていく、それが組合の健全な育成強化になるのだといふ考え方が今度改正の土台になつておる、これが問題だと私は考えませし。

そこで大臣にお尋ねいたしたいのですが、協同組合の育成強化は大いに力を入れていかなければならぬと思ひませし、今後における中小企業の生くる道は協同組合の強化をはかつていく以外にはない、その組合の健全なる発達をはかるのは行政権限を組合に対して強化させて監督をするのだ、こういうふうにするといふことが組合の育成強化になるとお考えなにか、それとも組合の健全なる育成強化といふものは、個々の組合員を育てて教者啓蒙して、そして民主的な力を培養してひとり立ちでどんどんやれるような基礎を固めていく、従つて現在非常におくれおるとするならば、この点がおくれおるかといふ事案の判断の上になつて、そしてこれに啓蒙教育あるいはその面におけるいろいろな民主的な運営に對するところの助長、こういう間接指導、いわゆる組合を直接指導するといふのでなくして、組合が健全に育つところの基礎条件を間接に刺激して育てていく、そして組合がほんとうにひとり立ちしていきけるようなねらいをもつて助長育成するのではありません、いつまでたつてもできないと思ひますが、協同組合に對する考え方や助長育成に對する基本的な態度、これに對して大臣はどうお考えになつておるか伺ひたい。

○石橋國務大臣 理想的に申せばおつしやる通りです。ただ先ほど設立の場

合の認可制度か認証かということと同じこととして、当面の仕事としては——私も組合の仕事に多少し関係したことがありますが、とかくルーズに陥りやすいものになるのであります。今長官も言ったように、各末に報告書を行政官庁に出すということだけでもやはりルーズになることを防ぐ一つの助けになるだろうと思ひます。行政官庁がどれほどそれで、書類を受け取つてそれを調べて指導するだけの力を振い得るか、これはわかりませんが、むしろ今回の改正の趣旨は決して行政官庁のただ監督指導というよりな意味ではなくて、現在の日本の事情としては組合の健全なる発達をはかるためにも、その組合自身の健全なる経営を行わしめるためにも、多少のそういう専門を要すると私は思うのであります。そういう意味において根本的には一般の教育、各組合員の自主的の考えでこなければなりません、そこまでいく間の処置としてはこの程度の改正案はやはり必要だと考えております。

○永井委員 それでは形式的な措置としてこの段階を踏ませるのだ、しかし基本的にはそういう組合の自主的な、民主的な活動というものを期待しておるといふならば、こういう行政監督をある程度していくその裏づけとして、將來ひとり立ちできるためのどういふ一休基礎的な組合助長あるいは組合員の啓蒙、そういうことに口先だけでなしに、ほんとうに有効な措置が講じられておるか、こういう改正法律を要さなければならぬ——原案からいへばかえつて逆行するようないふ非民主的な改正が行われておる、こういうことは、この法案を最初出し

たときよりも、協同組合の実態というものは非常に後退して、このまゝい現実が現われた、そういう事実に対して便宜的な形式的な措置としてこういう改正を行ふ。こういうことが根本であるとするならば、その裏づけとしてほんとうに將來こういう監督行政というもの的一切なくして、自主的な運営を期待するためのいろいろな教育とか助長育成というよりなもの裏づけになる措置を具体的にどういふふうになさるか、これを伺ひたい。

○石橋國務大臣 全般的に申せば相当の長い時間をかけての国民全体に対する教育なんでありませぬ。しかしこの法案としましては、さしずめ各府県の中央会あるいは全国の中央会とかいふものを設けて、それらをして各個の組合の連絡をつけ、その間におのずから組合員の自主的な考え方でいけるような方向に持つていこう、こういうことではあります。

○永井委員 われわれ東京都内の各中小企業間の労働者あるいは経営者、こういう方々の集まりに行つて話し合ひをいたしますと、経営者の側からは、われわれのような零細な業者のところでも、労働組合を作るといふような動きがある、あるいは現在のような労働基準法では、とつていわれわれは企業を成り立てていくわけにいかないから、労働基準法の改正を当面絶対に必要としておるのだ、こういうふうな要が経営者側から非常に強い。それから従業員側からいふと、経営者の主人公、家族と朝から晩まで一緒に生活しておつて、非常に息詰まるような生活、われわれも若い青春時代を持つておるのだから、あるいはボール投げも

したい、たまには映画も見たい、その辺を散歩もしたい、こういう考えを持つておるのだが、八時半以後は門を締めてしまふ、夜遊びをしてはいけな、仕事の能率にかかわるといふような、非常に封建的な労働条件が強制されておる、こういうことが従業員側と経営者側とまづ正面から対立しておるいろいろな条件だと思ひ、この言ひ分は両方それぞれもともとだと思ひますが、これはやはり現在置かれておる日本の中小企業の脆弱性が、経営者の面にもしわ寄せになつておる、労働者の面にもしわ寄せになつておる、こういうものは、やはり協同組合の力によつて一つ一つこれを除去して、明るく伸び伸びとした安定した条件を確立するためには、何とせよもこういふ個々の間におけるそれぞれの経営者の家庭の中に窒息しようとしておるこれらの従業員をこのやうに封建的な生活から解放することが必要である、それにはやはりこういう協同組合のやうなものを作つて、組合全体の共通した一つの従業員組合といふやうなものを作りますと、そこに経営協議会といふやうなものを持つとか、こういう形によつて単に資本家労働者といふやうな対立の形ではなしに、経営者と従業員が寄り集まつて、経営の安定をはかつて向上をはかる、こういう立ち上りをしていく以外にはない。そういうことをするために、何といつても私はドイツが現在やつておるやうな、一つの徒弟制度といふものが、そういう制度を確立して、そして経営者に一つの国家試験をやつて、単に職人気質で技術を教えるというだけなしに、日本民族なら日本民族としての公民教育

もやはり職場においてやるのだという責任を経営者にも持たせるし、それからその主人公は国家試験を受けて、それだけの徒弟を指導する教養と責任をしようとしているのだ、こういう信頼を持つてそこに徒弟に入つていく。そこで技術の指導と人間の修練というものがともにその職場においてなされるというやうな基礎を順次固めていくのでなければ、現在のような職人気質的な、頭をぶんなぐつて教育するといふやうな、暗いうちから暗くなるまでおれの若いときには働いたものだといふやうな式の現在の制度では、中小企業は永久に救つれないと思ひますが、そういう一つ一つの足場としての協同組合といふものは非常に重要であらうと考えるのであります。これほど重要な協同組合に対する従来の通産省のやり方といふものは、ただかけ声だけであつて、ほんとうにこの基礎から持ち上げていって安んじていくといふ誠意と熱意が足りないのではないかと、こゝろ思ふのであります、大臣は今申し上げました通り、中小企業における従業員と経営者のこのやうな矛盾の問題、それから徒弟を預かつた場合における、頭をなぐつて教育するといふやうな、職人気質的な封建的なやり方に対する御所見、それからドイツにおける徒弟制度といふやうな国家試験制度のやうなものを設けてやるやうな、高邁な一つの理想を持つた指導といふものを裏づけにしていくお考えがあるかないか、こういうものを一括してお答えを願ひたい。そして今後においていふふりにやりたいといふお考えであるか、この熱意と、それからこれのか

け声ばかりでなしに、予算的な裏づけその他に対して、今後どういふふうによつていくかという問題について最後に伺ひたい。

○石橋國務大臣 広範な御質問で、なかなか一言に答えかねるのであります、これは今の中小企業における企業者と徒弟制度の問題といふやうなことは、日本の国情に一体どういふものが適當するかといふことは、よほどお互いに皆さんの力もかりて研究しないといふ言へないだらうと思ひます。いづれにしても協同組合みたいなものが健全に発達して、企業者もその中においておのずから教育されるということが必要だらうと思ひます。

それにはまづ協同組合自身が確實なものであつて、安心して協同組合の仕事の中に入つていく、それで企業者がいけるということではなければなりませんから、先ほどから繰り返して申します、日本の現状においては、ややもすればこゝろいふものはルーズになりまして、最初作るときにはみな熱意を持つてやつて、何かうまいことがあるだらう、うまいくくたらうといふふうになりまして、やつておるうちになかなかうまいくくたないといふことで、結局組合の経営者が勝手なことをしても、組合員はそれを看過して、そして最後に非常に大きな失敗を生ずるといふことあります、またあるいは始まりからあまり善意でない指導者があつて、協同組合の名前によつて自己の利益を追求するといふやうな場合もございまして、それは野放しにしておけば一番いいのかもしれないが、日本では野放

れ過ぎておるといふ点もあると思つておるが、そういう現実的な中小企業者に対しては、たとえ税金なら税金の面において、こゝろいろいろ利益があるのだから、こゝろすればこの税金が正しく、こゝろいろいろに軽くされるのだという問題もまた非常に大きな問題だらうと思つて、こゝろが今までの経過から見ますと、こゝろに大蔵省の方では企業組合などについては、できるだけこれを否認していつておる。そして個人と同じような角度から税金をかけてやろうという方針でずつときておるわけでありませう。そこでこの企業組合の運営も行き詰つておるやうな状態になつておつて、われわれその点非常に憂慮しておるのですが、一体この大蔵省の態度について通産大臣としては今日までいかなる努力を傾けてこられたか。さらにまた現在企業組合は一体どういふやうな実情にあるのか、あわせて一つ御意見を御開陳願ひたいと思つておる。

○石橋國務大臣 税金あるいは金融等のことについても絶えず心配しておるのですが、しかし、今までのやり方については、具体的には中小企業庁長官からお答えいたさせます。

○記内政府委員 企業組合の課税の問題のお話でございますが、企業組合は本来主として自身自身の勤勞によつて事業をしておるやうな、いわば零細企業者が集まつて、實際何と申しますか、申ぐらいあるいはそれ以上の効果を上げようといふのがねらいとなつておりました、そういうものに対しては企業組合自身を営業者と見なしてこれに課税しております。個々の業者は企業組合の従業員として、一種の勤勞所得に対する課税はいたします

が、営業所得としての課税はいたさないといふ建前で組織は成り立つておるわけでありませう。ただ企業組合がそういふ建前でできて参りましたにかかわらず、各目上企業組合の組織を作つておりながら、依然として個々の業者が自分の事業を継続しておつて、その損益計算をすべて企業組合に所属せしめるといふやうなところまで至つておらない組合が相当出て参つたのでございませう。いわば企業組合に藉口いたしまして、営業税を免れるという組合もあつたわけでありませう。これに対して営業税を課するのはある程度やむを得ないかと思つておるわけでありませう。しかし、企業組合がそういうふうな色めがねでもつて見られるといふことは、もちろんもつてのほかのことと存じておりましたので、教次にわたつて大蔵省とも折衝いたしておるわけでありませう。最近におきましては、いわゆる企業組合の税務懇話会というやうなものを組織いたしまして、個々のケース、ケースにつきまして、関係業者、官庁等が集まつて打ち合せをしながら適正な課税が行われるやうに措置しておる次第であります。

○中崎委員 今回の中小企業等協同組合法の改正案によつて、まず最初設立に際しては認可主義がとられておる。これから著しくその運営が適当でないと思はれるやうな場合については解散権を発動する、あるいは中央会を新しく設けて指導の適正を期するといふ一連の方法によつて企業組合等の実態についても漸次変化があり得ると思つておるわけでありませう、そういうふうな法律の改正を契機に、さらに大蔵当局とも

十分に話し合ひをして、そして今のいはば不当課税といひますか、著しく一つの困つた觀念の上にこゝろした企業組合等をわれわれからいへば圧迫するといひますか、ただ税金さえとればいいといふ考え方の上に立つて組合に臨んでおる、こゝろいろいろを改めるやうな具体的な努力をされるお考えであるかどうか、この点を一つお聞きしたい。

○記内政府委員 われわれといたしましては、この機会をもちましてできるだけ今御指摘のやうな方向に進んで参りたいといふやうに考へておる次第でございます。

○中崎委員 次に役員選挙に關する問題であります、これは長い間の組合等のいろいろ運営から見ますと、やもすれば少数の幹部がボス的な一つの勢力をその組合団体の中に扶植して、いつまでもたつても地位を退かない。それではほんとうに弱者と対等の立場に立つて一つの権利、利益を守ろうとするところの組合員の眞の利益を守るゆゑでないといふ考への上に立つて、この選挙は無記名の投票によるのだといふ根本原則は、いわゆる中小企業等の協同組合という組合精神そのものの反映としてこれができ上つたものであります。その後の運営の実態を見ますと、眞に組合の幹部が組合員から信任を受けて、それが適当であると考えられる場合においては、無記名投票という規定があるにかかわらず、實際においては推選等の形において運用されておつた。ところがこれがいまだかつて法律上の問題になつたことがない。實際問題としては満場一致といふか、異議なく役員が決定された場合においては後日においても問題が起ら

ないといふ何年かの実績を示してゐる。しかもこの原則はほんとうの組合民主主義の上に立つといふ一つの精神が織り込まれておる。それがいわゆる無記名投票だといふことになつてゐる。今日は何ら弊害がないのかかわらう、それを改めて根本原則をぶち壊して、少数の指導者がその地位に君臨して、いつまでもその地位を保つとするやうな、そういう逆行的な改正をされることは、私たちが賛成できないのであります。現に組合内部においてはその組合に出席するところの組合員が十名、二十名、三十名といふやうな場合もあり得る。これが役員任期は二年ないし三年だから、二年ないし三年の總會に一回ぐらゐの選挙をやつたつて、これまで選挙をやつたことによつて大きな弊害があつたといふことを聞いたことはない。そういうやうな意味においてこれをことさら変えなければならぬ、逆転しなければならぬといふやうな考へ方は、官僚独善の少数の人間が、勝手に組合員を引っぱつていこうといふやうな考へ方があるのではなにかとさへ私たちが心配する。そういう意味において、この法律の改正の必要を私たちが認めないのであるが、政府の方においてはそういうことについて考へを直して同意できるかどうか、通産大臣にこれはお聞きしたい。

○石橋國務大臣 この改正案によりましての建前はひろく選挙によることになつておるのであります、しかしお話をよりにボスカどうか知りませんが、實際においては選挙を省略して指名と変らない処置をとつておる。しかしこれは建前からいへば法律違反になるわけでありませうから、そこでそ

う場合には全員の承認があれば指名でもさしつかえないといふ今までの慣行を一部承認してやるといふだけのことでありませう、何もお話のようにそれによつてボスを養成するとか、官庁の希望した者を何とかいふ意図を持つてゐるものではございませう。実情に應じた改正を行おうといふだけのことであります。

○田中委員長 他に質疑の通知がないやうでありますので、以上をもつて本案の質疑を終了するに御異議はありませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 異議なしと認め、質疑は終了いたしました。本日はこの程度にいたし、明十七日午前十時より會議を開くことにし、これをもちつて散會いたします。

午後零時二十八分散會

〔参照〕
アルコール専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年六月二十一日印刷

昭和三十年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局